

## 特別養護老人ホーム 春日の里（介護予防）短期入所生活介護 料金表

(事業所番号 1070100563)

## 1. 介護報酬費用

## (1) 基本サービス費（介護予防）併設短期生活Ⅱ 多床室（併設型・空床型）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位/日	4,460	5,550	5,960	6,650	7,370	8,060	8,740
自己負担(1割)/日	446	555	596	665	737	806	874

※令和3年9月末までは新型コロナウイルス感染症に対応するため特例的な評価として、基本サービス費に0.1%上乗せとなります。

## (2) サービスの実施に伴い加算される費用

加算内容	単位数	自己負担(1割)	加算の内訳
サービス体制強化加算Ⅱ	180単位/日	18単位/日	介護福祉士の割合が60%以上配置
夜勤職員配置加算Ⅰ(要介護のみ)	130単位/日	13単位/日	夜勤職員配置基準数を上回る加算
療養食加算(1食あたり算定、1日につき3回限度)	60単位/1食	6単位/1食	療養食の提供にかかる加算
送迎加算(片道1回)	1,840単位/1回	184単位/1回	施設送迎利用時にかかる加算
緊急短期入所受入加算(緊急時7日間、やむを得ない事情の場合は14日間、要介護のみ)	900単位/日	90単位/日	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所を緊急に行った場合
認知症行動心理状況緊急対応加算(緊急時、7日間)	2,000単位/日	200単位/日	医師が認知症の行動・心理症状が認められる為、在宅での生活が困難であり、緊急に利用することが適当であると判断した場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ(基本料金と加算を算定した単位の8.3%に相当する単位数)			介護職員の賃金改善を実施している加算
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(基本料金と加算を算定した単位の2.7%に相当する単位数)			特定の介護職員等の賃金改善を実施している加算

※長期利用者(自費利用などを挟み実質連続30日を超える利用者)の基本料金 △30単位/日

※地域加算=介護報酬単位について前橋市7級地は1単位あたり10.17円となります。

※一定以上の所得がある方は、介護報酬自己負担金額が2割又は3割負担となります。

## 2. 食費・滞在費の費用

## (1) 介護保険負担限度額認定者以外の者(第4段階)

料金の種類	1日あたりの金額
食事の提供に要する費用	1,450円(朝食300円、昼食650円、夕食500円)
滞中に要する費用(多床室)	855円

## (2) 介護保険負担限度額認定者

料金の種類	1日あたりの金額	
食事の提供に要する費用	第1段階認定者	300
	第2段階認定者	600
	第3段階認定者①	1,000
	第3段階認定者②	1,300
滞中に要する費用(多床室)	第1段階認定者	なし
	第2段階認定者	370
	第3段階認定者	370